

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反広告物を除却する場合の措置（管理者等が確知できないときの略式代執行）		
根拠法令及び条項		屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 2 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・ 多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号)第 16 条第 2 項 ・ 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年条例第 4 号)別表第 1 第 13 号		
	基 準	条例第 16 条第 2 項に定めるところによる。 ○条例第 16 条第 2 項 市長は、法第 7 条第 2 項の規定により掲出物件を除却する場合においては、30 日の期間を定めてこれを行うべき旨及びその期限までに行わないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が行う旨を公告しなければならない。		
	設定年月日	平成 12 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				